環境報告書 2015





環境報告書2015 目 次

l 環灯 ○はし	竟報告 じめに		発行 • •	テに • •	際し · •	,て •				•				1
Ⅱ 事 ○ F / ○ 組 ○ 業	A M I	C σ		訓 · · ·										2 3 4
	竟配慮	[経営			する	3 E	目標	•	計區	ā j				10
○環 ¹ のi		寺・ 5	環境 · •	配 億	i に ・	関: •					•			14
• IV 環均		ジメ			・ の環	• 環境	· 記	.	· • 経営	• 含に	• 2.関	•	•	17
する 〇環状 〇職 〇スラ	員に対 テーク	ジメ する ホル	教 ·ダ-	育・ - へ	職場 の対	易環	境 •	. づ.	· · ·)				18 20 21 22
V 事業○省:	ェネル	/ギー	·、省	省資:	源対				の北 •			F •		23
○廃到 ○廃到 ○廃到 ○環址	棄物の ップ等)削減 F •	、 • •	∮使. •	用 · • ·	•	•		・ クル ・	• · •				2 7 2 8 3 0
○ <i>その</i>	薬品 PC 放射	の管 Bの 性同	適正] 位]	元素	の									3 3 3 4 3 5
VI 環	快適	ガス な職 告書	場環	環境↑	づく	り	•		•	•	•	•	•	3 5 3 7 3 8
	· ·報告 記載						0 -	1 2	2 年	版)	に		



【表紙の写真】

残留農薬の分析で、野菜等から抽出した溶液 中の不要な成分を取り除くため、「カラムクロマトグ ラフィー」という操作を行っているところ。

-環境報告書2015について-

「環境報告書2015」は、「環境情報の提供の促進 等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動 の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、 独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以 下「FAMIC」)が平成26年度に取り組んだ環境活 動の内容についてご報告するものです。

•報告対象範囲

本部、横浜事務所及び全地域センター

•報告対象期間

平成26年4月~平成27年3月

-数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省) 「環境報告書に係る信頼性向上の手引き (第2版)」(環境省)

•発行日

平成27年9月

•公表媒体

FAMICホームページ

http://www.famic.go.jp/

【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター 環境委員会(事務局:総務部総務課) 〒330-9731埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 TEL:050-3797-1830 FAX:048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで お願いいたします。

環境報告書の発行に際して

はじめに

農林水産消費安全技術センター(Food and Agricultural Materials Inspec-tion Center、略称「FAMIC」。)は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材(肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材)や食品等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命としています。

このため、分析における精度管理や分析方法の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の向上に努めていくことは言うまでもありませんが、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供していくことが重要です。

平成26年度は、事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、大規模災害等緊急時に備えた薬品管理体制の整備を行うとともに、平成23年度から実施している節電の取組を引き続き行いました。また、前年度と同様に、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに取り組むとともに、検査施設の見学・公開等を通じて地域社会とのコミュニケーションを積極的に行い、FAMICの環境問題への取組に対する理解の増進に努めて参りました。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対しての皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成27年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 木村 眞人

Ⅱ 事業概要

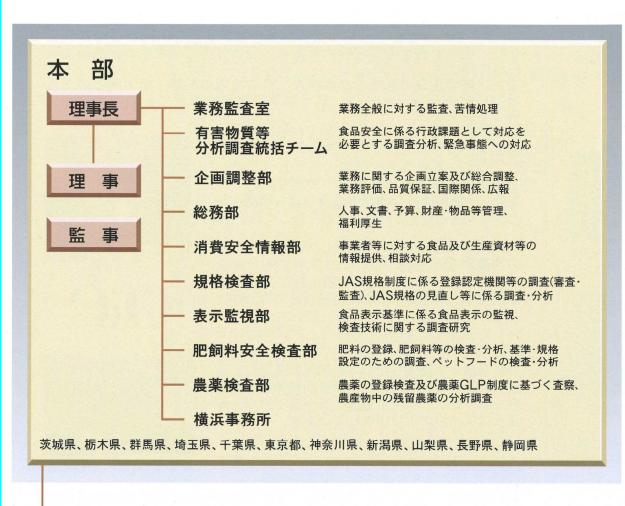
F A M I C の 役 割

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、専門技術的知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な推進、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献して参ります。



組織体制



業務の概要

肥料の安全性の確保

肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行われています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料取締法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格への適合性をチェックします。



肥料及び肥料原材料中の金属 元素の分析

肥料の立入検査

生産事業場に立ち入り、帳簿書類等の検査、サンプルの収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。違反があれば、技術的助言等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され適切に使用されないと、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICは農薬の登録検査を行う我が国唯一の機関です。

農薬の登録検査

農薬の登録に際し、申請者から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について検査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について厚生労働省や環境省が定める基準に抵触しないか、厳正な検査を行います。FAMICの検査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



登録申請の受付



申請書類と添付の試験成績書

農薬GLP制度に基づく査察

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、水産動植物への影響、 農作物等への残留性等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、 GLP基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられております。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の査察を行います。

農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

農産物中の残留農薬の分析調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、全国から収集した農産物中の農薬の残留状況について分析調査を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害 畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場に立ち入り、帳簿書類等の検査、サンプルの収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。 違反があれば、技術的助言等を行います。



バルク車上での飼料の収 去

飼料添加物の検定

抗生物質製剤などの特定添加物を製造または輸入する業者がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造業者等からの申請に基づき、試験品の採取、試験等や、GMP適合性確認に係る調査を行います。



LC/MSによるカビ毒 の分析

BSEの発生防止に関する業務

BSEの発生防止のため、チキンミール、魚粉等の製造事業場が製造基準に適合しているかどうかや、顕微鏡鑑定、PCR検査、ELISA検査などの分析・鑑定による確認検査を行います。



顕微鏡鑑定



PCR法



ELISA法

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

食品等の品質と表示の適正化

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)には、『JAS規格制度』と『品質表示基準制度』の2つの制度が定められています。

『JAS規格制度』では、農林水産大臣が制定したJAS規格に適合した食品や木質建材等にJASマークを付けることができます。FAMICは、農林水産省と連携して制度に係る様々な業務を実施しています。

『品質表示基準制度』では、販売されるすべての食品に、品質表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

登録認定機関に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認定機関が適正にJAS認定業務を行っているか、書類審査と立会調査、JAS格付品の分析検査等により監査します。



外国における有機ほ場での立 会調査

JAS規格の見直しに係る調査等

JAS規格は、社会的なニーズに対応するため5年以内に見直しを行うこととなっています。FAMICでは「日本農林規格の制定等に関する計画」に基づき、農林水産大臣の指示を受け、JAS規格見直し等に係る規格調査や原案作成機関の事務局を行います。



木質建材の品質実態調査

食品表示の監視

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか否かを、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省 に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立 入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や有害微生物について、人の健康に悪影響を及ぼす可能性とその程度(リスク)を事前に把握して、問題発生を未然に防止したり悪影響の起こる可能性を低減するための政策・措置を検討し、必要に応じて実施することが「リスク管理」です。

科学的な実態調査で有害化学物質が含まれる量を精確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析法を調査し、忠実に再現して、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証を行っています。

国際関係

- ・国際標準化機構(ISO)の、食品や飼料、林産物等の専門委員会の国内審議団体となり、国内意見の取りまとめを行っています。
- ・飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局(OIE)コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。
- ・農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構(OECD)等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



I S O / T C 3 4 / S C 1 6 国際会議



情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や 農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報 誌、メールマガジン等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や大学等と連携して研究を進めることもあります。開発した技術はマニュアル化等して業務に活用

しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025又は優良試験所規範の考え 方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進 し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目 的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

Ⅲ環境配慮経営の概要

環境配慮の取組に関する目標・計画

FAMICでは、専門技術的知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等を主な業務として実施していますが、これら業務の実施に当たっては、業務により生ずる環境負荷を低減させていくことが重要です。

このため、毎年度、省エネルギー・省資源、リサイクル率アップ、グリーン購入など取組みの具体的な目標となる環境計画を策定し、環境負荷の低減に向けた活動を推進するとともに、電気、ガソリン、灯油、A重油、都市ガスの使用実績、用紙類の使用量、廃棄物の処理について確認し計画の達成状況の把握や課題の検証に役立てています。

平成26年度環境計画

農林水産消費安全技術センター (略称:FAMIC)

- 1. 環境報告書の報告対象となる範囲
 - •対象期間 平成26年度(平成26年4月~平成27年3月)
 - ・対象組織・分野 本部、横浜事務所及び全地域センターのすべての業務を対象とする。
- 2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して平成26年度には次のような事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、FAMICにおいては事務所毎に夏季の節電対策を策定し、節電について強力に推進していきます。

項目	平成26年度目標	 取組・具体的な行動 	関係法規等
省エネルギー・省資源	○電気使用量の抑制	エアコン等の家電製品、 蛍光灯等の照明器具等 の機器について、買換え 及び新規購入に当たり、	○「気候変動枠組条約」 2. 法律 ○「地球温暖化対策の推進 に関する法律」(平成10年 法律第117号)
		〇・・おっと、 ・のよこで、 ・のよこで、 ・のよこで、 ・のよこで、 ・のよこでで、 ・のよこでで、 ・のよこでで、 ・のよこでで、 ・のよこでで、 ・のはいかまりでのではるに、 ・のはいかまりでのでいるでのはいいでであるができまりでのでいるでのでいるでのでいるでのではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいでは、 一ののでは、 に正ど、 はま中行入はるいり、 ののは、 がはまいましてでのでいるでは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののでは	
	〇環境基準適合車への更新の推進	○その他 ・ポスターやグループウエアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。・節電対策について、その対策が不十分な時でを措置を講ずる。 ○公用車更新の際は、環境基準適合車へ更新。	

(Ⅲ 環境配慮経営の概要)

			(Ⅲ 環境配慮経営の概要)
廃棄物の適正処理	○廃棄物、廃液の適正処理	廃液の適正処理	○廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和45年法律
廃棄物の削減、再使用・ リサイクル率 アップ等	○廃棄物の削減	理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ○試薬類の適正な管理・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止	○「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号) ○「資源の有効な利用の促
	○用紙類の削減 (使用量は、平成 23年度実績を目 標とする。)	・両面印刷・両面コピーの	推進本部決定)
	○ 再 使 用・リサイクル 率 アップ	○再使用の促進 ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。	
環境汚染物質の排出削減	○ P R T R 指 定 物 質 の排出削減		○ 「特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び管 理の改善の促進に関する

(Ⅲ 環境配慮経営の概要)

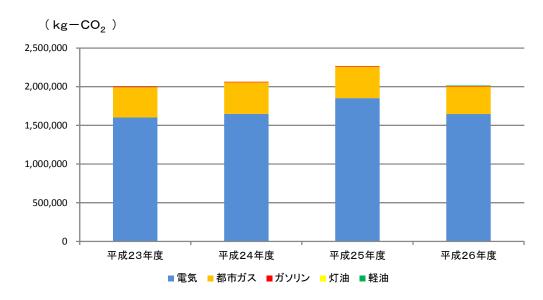
			(
	〇環境汚染物質等		
	の排出削減を促		
	進するための新た	たな分析法の積極的な	
	な取組の実施	開発及び改良の促進	
グリーン購	○事務用消耗品類	○事務用消耗品類のグリー	1. 法律
入	のグリーン商品の	ン商品の購入	○「国等による環境物品等
	購入率(100%)		の調達の推進等に関する
			法律」(平成12年法律第
			100号)
環境につい	○環境についての啓	○環境保全に関する職員	
ての知識向		への啓発	
上、啓発活		7 1 30	
動	 ○	 ○ネットワークを利用した各	
± //	化	種環境情報の共有化	
	16	性境境情報の共有化	
サウトのコミ		○ 平 成 2 6 年 度 版 環 境 報 告	4 法法
	□ ユニケーションの		
			○「環境情報の提供の促進
ン	促進	ジへの掲載	等による特定事業者等の
			環境に配慮した事業活動
		○施設見学者等への環境	
		配慮の取組状況の説明	成 16年法律第77号)
		○ホームページの活用	

環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

○温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素) 算定排出量

		平成2	3年度		平成24年度				
	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	
電気(kWh)	1,603,353	82.4%	3,731,750	84.5%	1,649,019	102.0%	3,790,632	101.6%	
ガソリン(L)	8,300	45.9%	3,577	50.5%	8,124	97.9%	3,502	97.9%	
灯油(L)	822	39.4%	332	39.6%	765	93.1%	307	92.5%	
軽油(L)	-	-	-	_	_	-	-	1	
都市ガス(Nm ³)	390,140	77.1%	174,948	77.1%	407,396	104.4%	182,687	104.4%	
全体(kg-CO ₂)	2,002,615	80.9%	-	_	2,065,304	103.1%	_	_	

		平成2	5年度		平成26年度				
	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	排出量	対前年度比	使用量	対前年度比	
電気(kWh)	1,853,066	112.4%	3,791,868	100.0%	1,646,520	88.9%	3,606,221	95.1%	
ガソリン(L)	6,982	85.9%	3,009	85.9%	7,646	109.5%	3,296	109.5%	
灯油(L)	1,282	167.6%	515	167.8%	0	0.0%	0	0.0%	
軽油(L)	-	_	-	_	503	_	195	_	
都市ガス(Nm ³)	406,603	99.8%	182,334	99.8%	357,929	88.0%	160,506	88.0%	
全体(kg-CO ₂)	2,267,933	109.8%	-	-	2,012,598	88.7%	-	-	



平成26年度は、対前年度比においてガソリンを除き電気・都市ガスの使用量の減少となった他、施設暖房用の灯油使用が無くなりました。一方、設備・機器関係による軽油の使用が新たに発生しました(A重油は平成23年度より使用実績が無いため記載から除外)。電気・都市ガスは排出係数見直し、合同庁舎入居地域センターの経費配分変動の影響を含みますが、削減の取組に一定の効果がありました。

○ グリーン調達の取り組み

FAMICでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成26年2月4日変更閣議決定)に基づき、平成26年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、「特定調達物品」に関しては、平成26年度の調達目標を100%と設定し、全て目標値を達成しました。

なお、「特定調達物品」以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

主な物品のグリーン購入の状況(平成26年度)

分 野	ř		目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙	類	コピー用紙	100 %	17,950 kg	17,950 kg	100 %
		インクジェットカラープリンター用塗工紙	100 %	3 kg	3 kg	100 %
		塗工されていない印刷用紙	100 %	79.5 kg	79.5 kg	100 %
		塗工されている印刷用紙	100 %	6.8 kg	6.8 kg	100 %
		トイレットペーパー	100 %	647.1 kg	647.1 kg	100 %
文 具	類	シャープベンシル	100 %	170 本	170 本	100 %
		ボールベン	100 %	890 本	890 本	100 %
		マーキングペン	100 %	1,022 本	1,022 本	100 %
		粘着テープ(布粘着)	100 %	278 個	278 個	100 %
		のり(固形)	100 %	166 個	166 個	100 %
		ファイル	100 %	9,865 ₩	9,865 冊	100 %
		事務用封筒(紙製)	100 %	19,900 枚	19,900 枚	100 %
		タックラベル	100 %	146 個	146 個	100 %
		付箋紙	100 %	1,856 個	1,856 個	100 %
オフィス家・	具等	いす	100 %	120 脚	120 脚	100 %
		収納用什器(棚以外)	100 %	25 台	25 台	100 %
O A 機	器	電子計算機(購入)	100 %	35 台	35 台	100 %
		プリンター 等(購入)	100 %	30 台	30 台	100 %
		記録用メディア	100 %	202 個	202 個	100 %
		一次電池又は小形充電式電池	100 %	1,187 個	1,187 個	100 %
		トナーカートリッジ	100 %	333 個	333 個	100 %
		インクカートリッジ	100 %	117 個	117 個	100 %
照	明	蛍光ランブ(ラピッドスタート形又はスタータ形)	100 %	104 本	104 本	100 %
制服・作業	業服	作業服	100 %	436 着	436 着	100 %

^{※ 「}特定調達物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に定める 「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。

重要課題への対応総括

【課題】職場における労働安全衛生の水準の向上

【誅起】職場におり	グる労働女全領生	の水準の向上	
背 景	平成26年度 の取組	平成26年度 の実績	評価•今後の対応
13年4月に国の機関から独立行り、労働ないのでは、労働を受ける事業場とのでで14年目を迎え	ネの事長が、FAMICルントシストシストントラストのでは、FAMICルクのでは、「大会を関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	年 2 年 全 成 生 全 密 ・ 及 に 方 衛 2 平 衛 安 で 。 ・ 及 に 方 衛 2 平 衛 安 で 。 ・ 及 に 方 衛 2 下 番 次 を は が に 目 度 に 委 い に 目 度 に 委 い に 目 度 に 委 い に 目 度 に 委 い に 目 度 に 委 い 会 し か 会 し か 会 し か 会 し か 会 し か 会 し か 会 し か 会 し か 会 か か る こと 解係 か の の り り ま か か る こと は 解係 か の の り り は か が に は か は で き で を か か る こと は 解係 か の に す に す の の り り は か が に な か ら る こと は 解係 か の に す は か が に か は か は で き な か な か な か な か な い に す は か は で か ら な ら は す は は か は か に す は か は で き な な は す は は か は で き な な は す は か は で き な な は す は は か い で い き な は は は か い で い き な は は は は は か い で い き な は は は は は は は は は は は は は は は は は は	策のります。 ・標生成改生る。 ・標生成改生る。 ・標生成改生る。 ・標生成改生る。 ・標生成改生る。 ・標生方針 ・クー(FAMIC)は、科学的手法による。 ・消費者の優領の確保にもは、すべての事業 は、安全衛生意識の。 ・のます。 ・のます。 ・のます。 ・のなどをでする。 ・のなどをでする。 ・のなどをでする。 ・のなどをでする。 ・のなどのでは、科学的手法による。 ・のなず国民の信頼の確保にもなってい欠では、 ・のなず国民の信頼の確保にもます。 ・のなず国民の信頼の確保にもます。 ・のなず国民の信頼の確保にもます。 ・のなず国民の信頼の確保を図ります。 ・のなどを関います。 ・のなどを変更の高場るなどと健康の確保を図ります。 ・のなどとと健康の確保を図ります。
/ <u>C</u> °	!	農林水産消	(費安全技術センター理事長

環境負荷の全体像

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、消費者の信頼の確保に努めていくことが重要です。

エネルギー

電 カ:3, 606, 221kWh ガソリン:3, 296 L 灯 油:0L(実績無し) 軽 油: 195L 都市ガス: 160, 506Nm³

物質

検査・分析機器 検査・分析資材 PRTR対象物質 2,624kg 事務・日用品 紙類(トイレットペーパーを除く。) 18,039kg 検査·分析

大気排出量

温室効果ガス排出量:

2,012,598 kg-CO₂電力: 1,646,520 kg-CO₂ガソリン: 7,646 kg-CO₂灯油: 0 kg-CO₂軽油: 503 kg-CO₂都市ガス: 357,929 kg-CO₂

廃棄物

廃棄物排出量 一般廃棄物 産業廃棄物 うち廃液

15, 356L

業務実績

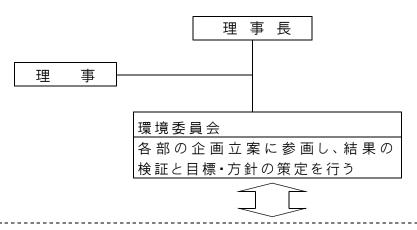
- 1. 肥飼料関係業務
 - 肥料の検査等業務(登録申請調査件数:899件等) 土壌改良資材の検査業務(立入検査事業場数:31件等) 飼料等の検査等業務(飼料等立入検査:505件等)
- 2. 農薬の検査等業務(登録検査結果報告件数:1,198件等)
- 3. JAS関係業務
 - 食品表示の監視業務(市販品検査件数:6,091件等) 登録認定機関等に対する調査業務(登録等調査件数:371件等) JAS規格の見直しに係る業務、立入検査等(立入検査件数:21件等)
- 4. リスク管理のための有害物質の分析検査(農産物中のかび毒検査点数:904点等)
- 5. 情報提供業務(相談件数:10,078件等)

Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況

環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮経営の推進体制として環境委員会を設置し、本部、 横浜事務所及び全地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り 組んでいます。

環境配慮の取組の体制



本部

企画調整部上廃棄物の削減、施設見学、化学物質の安全管理

総務部 省エネルギー・省資源、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ、 グリーン購入の促進、職員への啓発活動

消費安全情報部環境情報の共有化、外部とのコミュニケーション

有害物質等分析調査統括チー; ム、規格検査部、表示監視部、; 肥飼料安全検査部、農薬検査; 部

有害物質等分析調査統括チー 電気使用量の抑制、廃棄物の削減、環境 ム、規格検査部、表示監視部、 汚染物質の削減(環境に配慮した分析)



また、法令遵守の徹底、社会経済的要請への対応の観点から、以下のような委員会を設置し、環境に配慮した業務運営にも資するよう活動を行っています。

【安全衛生委員会】

安全衛生委員会では、職員の危険及び健康障害を防止するための対策等について調査・審議を行っており、その一環として薬品類の使用、管理状況等についても調査を行い、検出された問題点について改善の指示、結果の確認を行っています。

【無駄削減プロジェクトチーム】

無駄削減プロジェクトチームでは、支出の無駄を削減する観点から、毎年度、 取組目標を定め、その達成に向けた啓発活動等を行っています。

平成26年度は次のような目標を設定し活動を行いました。

平成26年度独立行政法人農林水産消費安全技術センターの無駄削減取組目標

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)における支出の無駄を削減するための自立的な取組を促進するため設置した「FAMIC無駄削減プロジェクトチーム」は、平成26年度においてはFAMICの無駄削減の取組目標を以下のとおり定める。

- 1 支出の無駄を削減するための取組
 - (1)透明かつ競争性のある契約手続きを実施する。
 - (2)分析機器の新規購入及び更新について、組織的な方針を定め、新規購入及び更新の必要性を厳しく精査する。また、瑕疵担保期間(メーカー保証)終了後の保守契約の実施にあたっては可能な限り、既存分析機器と一括して契約を行う。
 - (3)業者による点検、校正及び年間保守の対象となる分析機器の選定にあっては、その必要性を精査することにより、台数の削減を図る。
 - (4)同種の役務・物品等の調達に当たり、可能なものについては複数センター分を一括契約する。また、報告書等の印刷物の部数、使用等の見直しを図る。
 - (5) 複写機及びプリンターの使用に当たっては、両面印刷・使用済みコピー 用紙の再利用の徹底を図り、用紙類の節約を行う。
 - (6)出張におけるパック商品・割引制度の利用推進を図る。
 - (7) 複写機のリースにおいては、複数センター分を取りまとめて行う。

(Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況)

2 予算の計画的執行

計画的な予算執行を図るため、予算の執行状況を定期的に点検し、その結果を実行配分に反映させる。

- 3 職員の意識改革を促進するための取組
 - (1) 複写機、プリンター使用時における両面印刷及び使用済み用紙の再利用
 - (2) 不要なカラーコピーの禁止
 - (3)出張時におけるパック商品、割引切符の活用
 - (4)個人へ貸与しているPCにおける省エネモードへの切り替え
 - (5)使用時以外における庁舎内の消灯

職員に対する教育・職場環境づくり

FAMICでは、グループウエア内に「環境情報データベース」を作成し、「環境教育・学習」、「地球環境」、「大気」、「廃棄物」、「化学物質」などについての基礎的知識の解説を掲載するとともに、「検査分析基礎研修」の中で、分析試験業務に関する基本ルール、毒劇物及び危険物の管理に関する知識の向上やスクラバー施設の点検方法、廃液・廃棄物の処理ルールなどを学習し、環境に関する知識と更なる意識の向上に努めています。

ステークホルダーへの対応

○ FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームペー ジ上で公表しています。

FAMICホームページアドレスは、 http://www.famic.go.jp/です。



FAMICホームページ (トップページ)

○ 広報誌「新・大きな目小さな目」

FAMICでは農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は年4回作成し、地方公共団体、その他関連団体等に配布しています。



広報誌「新・大きな目小さな目」

環境に関する社会貢献活動等

○施設見学会の開催

FAMICでは希望に応じ施設見学会を実施し(平成26年度実績:FAMIC全体で39回(前年度41回)、延べ504人(前年度555人))、FAMICの事業内容の説明などを行うとともに、FAMICにおける環境配慮への取組状況の紹介にも努めています。



施設見学の様子(本部)

○ 子ども霞が関見学デーへの参加

夏休み期間中に子どもたちを対象に各省庁において開催されている「子ども霞が関見学デー」に参加し、検査・分析を体験してもらうことにより、子どもたちの科学に対する理解の増進に努めています。



体験の様子(農林水産本省)

○ 農薬検査部一般公開

農薬検査部(東京都小平市)では、農薬検査部の業務や農薬の役割や人及び環境への安全性を確保する仕組みなどについて、広く一般の方々に見ていただくことにより、農薬への理解を深めていただくことを目的として、平成26年7月27日に「農薬検査部一般公開」を行いました。



一般公開の様子(農薬検査部)

Ⅴ事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等

省エネルギー、省資源対策

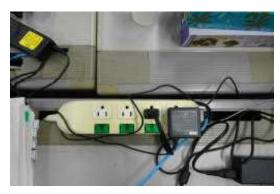
FAMICにおいては、限りある資源を有効に活用し、地球環境を守っていく観点から、地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入 あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入などにより光熱量の 節約を図るとともに、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用による資 源の有効活用の促進などに取り組みました。

これらに加えて平成26年度は政府の節電の取組などに基づく夏季及び冬季の電力需給対策の一環としてFAMICにおいても節電計画を策定し、節電について強力に推進しました。



昼休みの室内消灯(本部)



省エネタップ

FAMIC本部における夏季の節電対策について

平成26年6月23日

「2014年度夏季の電力需給対策について」(電力需給に関する検討会合決定)に基づき、FAMIC本部においても夏季期間(7~9月)について、以下のとおり節電対策を策定し、実施するものとする。

1. 実験棟での対応

2 2 32 1 1 1 1		–										
対	多	2			節	電	方	法				
分析機	器		1 4	分析值	の安!	定性の	ため常	時通電	してい	た分析	機器に	つ
			Ļ١	て、原	則とし	て機器	景使 用 🏻	寺のみう	通電する	る。(質:	量分析	計
			等	、分析	↑機器	の精度	を 確保 保	のため j	通電が	必要な	ものを	除
			<.)								

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

	2 分析機器の使用に当たっては、オートサンプラーの利用
	等により、極力電力消費ピーク時(11時~15時を想定)を
	外すよう努める。
冷蔵庫、冷凍庫及	1 冷蔵庫及び冷凍庫については、利用機器の集約化、保
び冷蔵冷凍施設	存点数の削減等により使用台数を前年度以下とする。
	2 製造年が2000年以前の冷蔵庫及び冷凍庫については
	併せて廃棄処分を検討する。
個別施設の空調	1 正確な計量のため定温が必要な施設については、原則
	として設定温度を平成22年度より1℃上昇させる。
	2 その他の場合にあっては、設定温度を28℃とする。
	3 1及び2の場合であっても、計画的な施設の利用に努め、
	空調については施設使用時となるように努める。

2. 事務棟での対応

- ① 照明に係る節電
 - 執務室の照明については、業務に必要な照度を確保する。
 - 昼休みは、原則消灯。
- ② 〇A機器、その他機器の節電
 - コピー機の節電機能の活用。
 - ・ 業務上必要な場合を除き、昼休みにおけるコピー機及びプリンターの電源オフの徹底。
 - プリンターは各部所有の1/2の使用(専用プリンターは対象外:給与、会計システム等)。
 - 事務室冷蔵庫は、庫内温度は弱に設定。
 - 電気ポット・コーヒーメーカー等の使用禁止。
 - ・ パソコンの節電モード、照明の減光、退庁時及び長時間(概ね2時間程度以上)使用しない場合の電源オフの徹底。
- ③ 節電のため、時間外労働の縮減

○ コピー用紙の使用

コピー用紙の削減に当たっては、目標使用量を、平成23年度実績として、両面印刷や両面コピーの徹底、使用済みコピー用紙の裏紙使用及び夏季の節電対策などの実施に伴うコピー機、プリンターの使用制限によるコピー用紙の節約に取り組みましたが、平成26年度におけるコピー用紙の使用量は1,657箱となり、目標としていた平成23年度実績比で約8.6%増となりました。

増加した要因としては、目標とした平成23年度は、東日本大震災の発生に伴い電力の需要抑制を求められ、FAMICにおいてもコピー機及びプリンター等の使用抑制を実施した結果、コピー用紙の使用量は大幅に減少しましたが、平成24年度以降は、これらの電力の需要抑制が緩和されたことや、業務が震災以前

の水準にまで回復したこともあり、目標を大幅に上回る結果となったと考えられます。なお、平成25年度比では同水準の使用量となっています。(表1)

次年度(平成27年度)においても、引き続きコピー用紙使用量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んで参ります。

(表1)FAMICにおけるコピー用紙使用量の推移

		平成23年度	平成25年度	平成26年度
使 用 量	(平成23年度比)			(108.6%)
	(箱)	1,525	1,655	1,657

○ 電気、ガソリン、都市ガス等の使用

温室効果ガスの排出を抑制していくためには、電気、ガソリン、灯油、A重油、 都市ガス等の使用を抑制していくことが重要です。

平成26年度における使用実績は、ガソリンが対前年度比約110%、電気は約95%、都市ガスは88%となりました。また、主に施設の暖房用に使われる灯油については、仙台センターが入居している合同庁舎の施設工事の終了に伴い使用実績は無くなりました。一方、農薬検査部(小平庁舎)において設備・機器に係る軽油の使用が新たに発生しました。

また、ガソリンの使用量が増えた要因としては、公共交通機関が少ない地域への出張が増加し、公用車を利用する機会が増えたことが原因と考えられます。 (表2)

(表2)FAMICにおける光熱量の推移

		平成25年度	平成26年度
電気使用量※	(kWh)	3,791,868	3,606,221
ガソリン	(L)	3,009	3,296
灯油	(L)	515	0
軽油	(L)	0	195
都市ガス※	(Nm³)	182, 334	160,506

※合同庁舎に入居している一部事務所の使用量について、人員・専有面積等による 分担比率に基づき算出しているものを含む。

なお、これらを温室効果ガス排出係数で温室効果ガス排出実績に換算すると 平成26年度においては、対前年比で11.3%減となっています。これは、温室ガス排出係数の見直しはもとより削減の取組に一定の効果があったものと考えられます。(表3)

(表3) FAMICE	おける温	室効果ガス	排出量の推移
120	/	02 11 0 711	エルルヘルハ	

		平成25年度	平成26年度	
電気使用量	(kg-CO ₂)	1,853,066	1,646,520	
ガソリン	(kg-CO ₂)	6,982	7,646	
灯油	(kg-CO ₂)	1, 282	0	
軽油	(kg-CO ₂)	0	503	
都市ガス	(kg-CO ₂)	406,603	357,929	
温室効果ガ	(対前年比)	(109.8%)	(88.7%)	
ス排出量計	(kg-CO ₂)	2,267,933	2,012,598	

小平庁舎では、東京都条例に基づき屋上緑化の取組を通じて、冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和に努めています。



小平庁舎屋上①



小平庁舎屋上②

神戸センターでは、神戸市条例に基づき植栽の適切な整備・管理を通じて、 環境配慮の推進に努めています。







神戸センター正門ゲート付近 神戸センターガスメーター周り 神戸センター西側

廃棄物の適正処理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

(1)事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMICあるいは合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICでは5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

- (2)特別管理産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者等に処理を委託しています。
- (3)特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る平成26年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが16,637Lとなり前年度(12,791L)と比べて増加しました。

なお、廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して 職員に周知徹底し、適正処理に努めています。

(4) 廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者などに処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)などにより 適正に処理されていることをその都度確認しています。

廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等

(1)全ての事業所で、ゴミの分別回収の徹底、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用などによる一般廃棄物の低減やグループウェア及び電子メールの活用、両面印刷の推進、コピー機やプリンターにおける不要資料などの裏面活用、ストックトレーによるミスコピー用紙の活用などにより廃棄物の低減に取り組んでいます。



ストックトレー (分別と裏紙利用)

(2) 平成18年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、 平成26年度においては、テレビ1台、電気冷蔵庫2台を適正に処分しました。

ゴミの分別状況(本部 3階ゴミ置き場)





(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

(3) その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず に、リサイクルを図っています。

空き瓶の保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)





環境汚染物質の排出削減対策

PRTR法に指定されている物質

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。平成26年度においては、同法の届出対象となる化学物質を134物質使用しましたが、それぞれの届出対象となる化学物質の使用量については、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量以下でした。

(表4)FAMICで使用した主なPRTR対象物質(平成26年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名				
	アセトニトリ	ノルマル-へ	ジクロロメタン	クロロホル	トルエン
	ル	キサン		Д	
札幌センター	66	16	_	10	1
仙台センター	72	3 9	6	7	2
本部	276	179	16	20	3
農薬検査部	413	113	53	_	10
横浜事務所	211	61	16	1	5
名古屋センター	92	3 0	1	1	_
神戸センター	413	105	52	17	10
福岡センター	123	4 5	13	4	7

[※]本部・農薬検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、管理の対象となる化学物質は562物質あり、そのうち、462物質が排出量等の届出対象とされています。

環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバー)の保有状況

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っていますが、これらの作業にあたっては、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで環境への拡散防止に努めています。

また、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、 次の2種類を保有しています。



局所排気装置 (ドラフトチャンバー)

(1) 排ガス洗浄装置(湿式スクラバー)

全事業所合計で37台保有しており、 硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和に 用いています。

これらの排ガス洗浄装置は、外観や作動状況の点検を定期的に実施するほか、排ガス洗浄装置内の洗浄水について、点検時、必要に応じてpH調整を実施し記録しています。



排ガス洗浄装置 (湿式スクラバー)

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)

(2)活性炭式脱臭装置(乾式スクラバー)

全事業所合計で56台保有しており、 アセトニトリルなどの有機溶媒の吸着 除去に用いています。

これらの脱臭装置についても、外観や作動状況の点検を定期的に実施しています。



活性炭式脱臭装置 (乾式スクラバー)

その他

薬品の管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、消防法(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、使用者への周知を徹底しています。

このほか、薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



薬品管理システム



薬品保管庫



薬品瓶バーコード



薬品保管庫内部

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理

PCBは昭和48年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成24年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は平成39年3月31日と定められました。

現在、FAMICにおいては、蛍光灯などの安定器202個、薬品1,834.29g及び13.5mL、PCBを含む油94.2Lを専用保管庫などで適正に保管しています。







安定器等



薬 品

放射性同位元素の適正管理

放射性同位元素は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられました。

FAMICにおいては、ガスクロマトグラフの検出器のECD用線源4個及び表示付認証機器のECD用線源7個を適正に使用しています。





作業場入り口 ガスクロマトグラフ ECD・・・・(エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器))

特殊ガス警報装置について

検査・分析に使用する薬品及び可燃性ガスなどの取扱いには日頃から十分注意していますが、人身事故の防止、薬品による水質汚染及び可燃性ガスなどの大気放出を未然に防ぐため、特殊ガス警報装置を施設内に設置し、監視体制の強化を図っています。

警報装置設置状況(本部、横浜事務所及び全地域センターに設置)



アセチレンセンサー



水素センサー

(V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等)



一酸化炭素センサー



酸素欠乏センサー



混合ガスセンサー



酸素濃度センサー



有機溶媒センサー

アセチレンセンサー 水素センサー 検査室内で規定の濃度を超えた際に警報を発すると ともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断されます。

ー酸化炭素センサー酸素濃度センサー 混合ガスセンサー

検査室内で規定の濃度を超えた際に警報を発します。

酸素欠乏センサー・・検査室内で規定の濃度を下回った際に警報を発しま

す。

有機溶媒センサー : 検査室内で揮発した有機溶媒が規定の濃度を超えた

際に警報を発します。

快適な職場環境づくり

FAMICでは、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を維持・増進するため、次の活動を実施しています。

•安全衛生委員会

職員の安全及び健康を確保するため、労働安全衛生法(昭和47年法律 第57号)に基づき設置し、月1回開催しています。

• 職場巡視点検

労働災害の未然防止を図るため、産業医、衛生管理者、安全管理責任者などが定期的に職場巡視点検を行い、指摘事項などがあった場合には、 当該検査室責任者あて改善を求めています。

作業環境測定

職員の健康障害を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤及び特定化学物質を扱う作業場に義務付けられている作業環境測定(年2回)を実施しています。

・職員の健康管理

労働安全衛生法及びFAMICの内部規程に基づき、定期的に健康診断を実施し、早期に適切な措置を講じるため産業医と連携し専門医への受診勧奨を行っています。

メンタルヘルスケア

契約診療所の医師と職員との面談により、精神的な悩みや不安、これらに関連した職場及び家族に関する相談などを行っています。

また、共済組合の事業として、フリーダイヤルが設置され、保健師、助産師、看護師、栄養士、カウンセラーなど専門スタッフによる各種相談が行われており、FAMICの職員が利用できることとなっています。

VI 環境報告書に対する監事意見書

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、FAMICの監事による 監事監査を経て環境報告書を発行しています。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 木村 眞人 殿

環境報告書に対する監事意見書

平成26年度監査では、その重点項目として効率的な業務運営のための環境整備(例:健康障害防止に関する検査環境の改善)、災害危機管理への取組(毒物劇物管理、廃棄物の処理状況等)、国民への情報発信、情報公開、情報セキュリテイを取り上げました。独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成の環境報告書2015については、本取組を通じて確認した内容から、両監事の協議の上、本意見書を作成しました。以下の通り、報告いたします。

- 1. 本報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、環境報告ガイドライン(2012年版)等を参考に策定しています。
- 2. より効率的な業務運営のための環境整備に対し、労働安全衛生コンサルタントによる法令遵守事項含めた職場の総点検が行われ、これを契機に理事長による「FAMICにおける環境配慮の基本方針」が表明され、本方針に基づき、その実現のための体制及び職員の意識づくりを組織をあげて取り組みました。

今般の報告書は、以上の努力による取組及びその成果が記載されていると認めます。 引き続き、安全衛生の向上に向けた取組が充実することを期待しています。

3. 労働安全衛生法の平成26年度改正により、化学物質による健康被害防止へ向け、法人の一層の積極的な安全対策が求められています。今後とも高い意識を持って、労働安全衛生に関する組織強化、研修の充実、職場環境の具体的改善が継続的に実施されることに期待しています。

更に、これらの真摯な取組がより一層国民の理解、信頼につながるよう、本報告に対し、業務に関する懇談会や外部専門家等第三者による評価の実施が行われるよう期待します。

平成27年9月7日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

監事 二階堂 孝子

監事 碓井 憲男

環境報告ガイドライン(2012年版)による記載項目との対応表

ガイドライン	環境報告書2015(平成26年度版)	対応ページ
環境報告の基本的事項(第4章)		
1. 報告にあたっての基本的要件		
(1)対象組織の範囲・対象期間	環境報告書2015について(報告対象範囲、報告対象期間)	目次
(2)対象範囲の捕捉率と対象範囲の差異	(該当項目なし)	_
(3)報告方針	環境報告書2015について(参考にしたガイドライン)	目次
(4)公表媒体の方針等	環境報告書2015について(公表媒体)	目次
2. 経営責任者の緒言	I 環境報告書の発行に際して	
	はじめに	1
3. 環境報告の概要		
(1)環境配慮経営等の概要	Ⅱ 事業概要	
	FAMICの役割、組織体制、業務の概要	2~9
	Ⅲ 環境配慮経営の概要	
	環境配慮の取組に関する目標・計画	10~13
(2)KPIの時系列一覧	Ⅲ 環境配慮経営の概要	
	環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移	14, 15
(3)個別の環境課題に関する対応総括	Ⅲ 環境配慮経営の概要	
	重要課題への対応総括	16
4. マテリアルバランス	Ⅲ 環境配慮経営の概要	
	環境負荷の全体像	17
「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標(第5章)		
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等		
(1)環境配慮の方針	Ⅲ 環境配慮経営の概要	
(2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	環境配慮の取組に関する目標・計画	10~13
2. 組織体制及びガバナンスの状況		
(1)環境配慮経営の組織体制等	IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況	
(2)環境リスクマネジメント体制	環境マネジメントの推進体制	18~20
(3)環境に関する規制等の遵守状況	IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況	.5 25
	バリューチエーンにおける環境配慮等の取組状況	15
	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	10
	事業力 が で	27
	廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	28, 29
	環境汚染物質の排出削減対策	30~32
	その他(薬品の管理、PCBの適正管理、放射性同位元素の適正管理)	
	ての他(栄命の管理、POBの適正管理、放射性向性ル系の適正管理)	33~35
3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応	W7 理論フランシン 1 第の理論和素経営に関する出口	
(リスナークバルターへの対応	IV 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況 ステークホルダーへの対応	0.1
/A/要接信用去去排入工作过程数	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	21
(2)環境に関する社会貢献活動等	Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況	0.0
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	環境に関する社会貢献活動等	22
	TV 理接つうだい。L 第の理接到虚経党に関する性に	
(1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	Ⅳ 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況	4.5
(2)グリーン購入・調達	バリューチエーンにおける環境配慮等の取組状況	15
(3)環境負荷低減に資する製品・サービス等	(該当項目なし)	_
(4)環境関連の新技術・研究開発	(該当項目なし)	_
(5)環境に配慮した輸送	(該当項目なし)	_
(6)環境に配慮した資源・不動産開発/投資等	(該当項目なし)	_
(7)環境に配慮した廃棄物処理/リサイクル	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	
	廃棄物の適正処理	27
	廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	28, 29
「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標(第6章		
1. 資源・エネルギーの投入状況		
(1)総エネルギー投入量及びその低減対策	Ⅲ 環境配慮経営の概要	
(2)総物質投入量及びその低減対策	環境負荷の全体像	17
	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	
	省エネルギー、省資源対策	23~26
	廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	28, 29
	環境汚染物質の排出削減対策	30~32
(3)水資源投入量及びその低減対策	(該当項目なし)	_
2. 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	
	廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	28, 29
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況		
(1)総製品生産量又は総商品販売量等	(該当項目なし)	_
(2)温室効果ガスの排出量及びその低減対策	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	
	省エネルギー、省資源対策	23~26
(3)総排水量及びその低減対策	(該当項目なし)	_
(4)大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	
The state of the s	省エネルギー、省資源対策	23~26
	環境汚染物質の排出削減対策	30~32
(5)化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	00 02
(6)廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	▼ 乗送期に行り環境配慮の収組の状況等 廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップ等	28. 29
(の)光末物寸心が山里、)光末物取称だり里及いての心臓対束	展来物の削減、再使用・リザイグル率アップ等 環境汚染物質の排出削減対策	28, 29 30~32
(7)方宝物気等の混出号及びその味止対等		30.~32
(7)有害物質等の漏出量及びその防止対策	V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等	00.00
	環境汚染物質の排出削減対策	30~32
	その他(薬品の管理、PCBの適正管理、放射性同位元素の適正	33~36
	管理、特殊ガス警報装置について)	00 00
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続的な利用の状況	(該当項目なし)	ı

「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標(第7章)		
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況		
(1)事業者における経済的側面の状況	(該当項目なし)	_
(2)社会における経済的側面の状況	(該当項目なし)	_
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	(該当項目なし)	_
その他の記載事項等(第8章)		
1. 後発事象等		
(1)後発事象	(該当項目なし)	_
(2)臨時的事象	(該当項目なし)	_
2. 環境情報の第三者審査等	(該当項目なし)	_

環境報告ガイドライン(2012年版)で定義された記載項目に対する、環境報告書2015(平成26年度版)の主な対応項目及びページを記載しています。 他の項目及びページも一部記載されている場合があります。 科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフード チェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献 することを使命とします。 独立行政法人農林水産消費安全技術センタ http://www.famic.go.jp/